

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ほっかいどう たいきちょう 北海道大樹町	平成23年度～平成25年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
北海道大樹町農業委員会農地係	01558-6-2110	01558-6-2495	taiki-cho.nogyo.iinkai@town.taiki.hokkaido.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する農用地の集団化	40%	計画区域における農地の集団化率(%) $\frac{(\text{計画期間前の事業実施地区の団地数} - \text{計画期間終了時の団地数})}{(\text{計画期間前の事業実施地区の団地数} - \text{地区内の耕作者数})} \times 100$ 40 %
事業活用活性化計画目標の設定根拠 地区内の農用地、耕作放棄地化が懸念される条件の不利な農用地を含め、地域の担い手に集団化することにより、肥培管理、収穫作業が効率的に行え、作業効率、生産性の向上が図られる。更には耕作放棄地化されそうな条件の悪い農地も、集団化されることにより好条件になる可能性があり、耕作放棄地の発生防止が期待される。 あわせて、集団化された農地により、安全安心で、低コストな農作物の生産が期待できる。また、このことにより地域農業における活性化が図られる。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
基盤整備(農用地等集団化)	大樹町 歴舟地区	交換分合 (基本型)	交換分合 A=600ha	H23年度～ H25年度	大樹町農業委員会	14,075	7,741	55/100	7,741	目標として掲げる定住等の促進に資する農用地等の集団化を実施し、担い手への農地の集積、経営規模拡大を図り、生産コストの削減、余暇の増進など魅力ある農業を確立。地区内農業者の維持、更には条件の不利な農地を集団化により好条件化し、耕作放棄地の発生防止に努め、農業の発展・安定化が図られる。
合 計										

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調書

Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(該当なし)

(交付対象事業別概要)

1 生産製造連携事業計画優先枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 生産製造連携事業計画優先枠			

2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
2 再生可能エネルギー供給施設整備優先枠		

3 輸出促進条件整備事業

優先事項の種類	事業メニュー名	地区名	優先事項に係る事業内容
3 輸出促進条件整備事業			

- 【記入要領】
- ①必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ②優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(生産製造連携事業計画優先枠及び再生可能エネルギー供給施設整備優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、要件類別番号32又は要件類別番号33を満たすものがその対象となる。
 - ③生産製造連携事業計画優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号32に係る部分の事業内容について記載すること。
 - ④再生可能エネルギー供給施設整備優先枠に係る優先枠事業を実施しようとする場合には、全体事業計画のうち、要件類別番号33に係る部分の事業内容について記載すること。
 - ⑤事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ⑥地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	北海道 大樹町	
計画期間 実施期間	H23 ~ H25 H23 ~ H25	総事業費(交付金) 14,075 千円 (7,741 千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	農地等の集団化により地区内農業者数を維持することにより、農家の定住を促進することができる。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	大樹町の基本構想及び大樹町総合計画に基づいて、農用地集団化事業の実施について掲げている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	地域地権者などの意向調査を踏まえた上での事業実施である。
事業の推進体制は確立されているか	適	農業委員会が主体となり、地区の推進委員及び農業委員からなる、交換分合事業推進委員会を設立して、交換分合計画の立案に入る。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	農用地等の集団化により、担い手への農地の集積、経営規模拡大が図られ、地区内農業者の維持につながるため、整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間及び実施期間はH23～H25の3か年となっており、事業規模的や過去の交換分合事業実績からみても適切であると思われる。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	事業費14,075千円×55%=7,741千円 交付金要望額は、7,741千円であり、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	後継者がいない、高齢化などにより、自分で営農できなくなった畑が貸借地として散在しており、集団化事業で集積を図るもので、本地区は新たに事業着手するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	-	

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により実施するものである。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3による表により1.0とみなす。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	農用地等集団化事業(土地改良法に基づく)地区面積600ha、事業実施主体は農業委員会である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	地区内全域を対象として行うものであり、特定の個人を対象とするものではなく、目的外使用のおそれがない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	町の基準(人件費等)に基づき、極力精査し必要経費を算出しているため適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	-	
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		

処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	町の負担分(6,334千円)については、一般財源から充当することで理事者及び財政担当と協議済であり、新年度の補正予算案として議会上程する予定である。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	-	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	-	
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。